



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 搭替 00180-4-75788
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

首相・閣僚は靖国神社秋季例大祭で参拝・真榊奉納をしないでください

内閣総理大臣 岸田文雄様

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、歴代の首相及び閣僚に対し、日本国憲法第20条3項「政教分離原則」を厳格に守ることを求め、靖国神社・伊勢神宮等に参拝や真榊等の奉納行為を行わないよう一貫して要請してきました。

これらの宗教施設は、戦前・戦中においては「大日本帝国」の一機関として、国家神道体制の中心となった神宮・神社です。当時においては、市民全員に一律に参拝を要求し、事実に基づかない「万世一系」の神話を全市民に信じるように政府丸抱えで、学校教育を総動員してまで教化しました。そのために、日本社会では多様な意見を持つことが許されず、思想統制だけでなく、信仰までも統制し、市民全体を、国のために死ぬように、働きかけた、まさに国丸抱えで一億カルト化を行いました。その結果、2000万人に及ぶアジア諸国の人々のいのちが奪われ、自国においても310万人を超える犠牲者が出ました。この災禍を生み出すことになった国家神道体制の反省から、日本国憲法は極めて厳格な政教分離原則を定めています。

戦後靖国神社は、一宗教法人となりましたが、侵略・加害への反省はなく、戦没者を英靈として顕彰し、その死を殉国行為として無条件に美化する思想を推し進めています。

もう間もなく靖国神社の秋季例大祭が開かれますが、首相の靖国神社の例大祭での「内閣総理大臣」の肩書を付しての真榊奉納は常態化しており、大臣名で参拝する閣僚も続いている。これらの行為は、政教分離原則に違反するのみならず、憲法によって明白に廃止された「国家神道体制」を支持する表明に他ならず、見過ごすことはできません。

私たちは、憲法によってその地位が与えられ、憲法尊重擁護義務を負う首相・閣僚らが、公的な立場を付しての参拝、奉納行為をしないよう改めて要請します。そして、憲法の定める「政教分離原則」を厳格に遵守するよう求めます。

2022年10月3日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也